

令和5年7月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組状況

東京都島嶼町村一部事務組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき特定事業主行動計画を策定しこれに取り組んでおります。

当組合における当該計画への取組状況等は、次のとおりとなっております。

1 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（法第19条第6項関係）

(1) 採用した職員のうち女性の割合を25%以上で維持する。

➡女性職員の割合（令和5年3月末時点） 36.7%

(2) 令和7年度までに、職員の年次休暇平均消化率を、70%以上にする。

➡令和4年 年次休暇平均消化率 59.5%

※令和4年1月1日から令和4年12月31日まで（正規職員）

2 女性の職業選択に資する情報（法第21条関係）

女性職員の割合

令和5年3月末時点

区分	男	女	計	女性割合
人数	7	4	11	36.7%